

令和5年度屋外広告物講習会案内



宇都宮市都市整備部建築指導課

この講習会は、宇都宮市屋外広告物条例第18条の規定により、屋外広告物に関する必要な知識を修得していただくために開催するものです。

宇都宮市内で屋外広告業を営む方は、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。また、広告物を設置する方は、広告物の適正な管理のために、簡易な広告物を除いて、管理者を置くことが義務付けられています。

この業務主任者及び管理者は、講習会を修了した者でなければなりません。

そのため、これから屋外広告業を始めようとしている方、又は、広告物の管理者になろうとしている方は、必要に応じてこの講習会を受講してください。

【講習会の開催】

- 1 開催日時 令和5年8月29日（火） 午前9時25分から午後5時まで
(午前9時より受付)

2 講習内容

9:00 9:25 9:30 10:50 11:00 13:00 14:00 16:50 17:00

受 付	開 会	屋外広告物の 法令	休 憩	屋外広告物の 表示方法	休 憩	屋外広告物の 施工	閉会及び 修了証書交付
--------	--------	--------------	--------	----------------	--------	--------------	----------------

※受講開始時刻を過ぎて入場した場合及び受講途中で退席した場合は、理由を問わず、修了証明書は交付できませんので、御注意ください。

※時間には余裕を持ってお越しください。

※昼食は各自用意してください。

- 3 開催会場 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所 14階 大会議室

4 当日持参していただくもの

- ① 受講票（受講申込者に別途送付します。必ずお持ちください。）
- ② 筆記用具
- ③ 公的な身分証明書（写真貼付のもの）
- ④ 「屋外広告の知識 第5次改訂版 法令編」「屋外広告の知識 第4次改訂版 デザイン編、設計・施工編」の計3巻

※ 上記の参考図書については、書店、インターネット等でお求めになれます。また、当日会場でも出張販売を行います。（参考価格：7,600円/3冊）

【受講手続】

- 1 申込場所 宇都宮市 都市整備部 建築指導課（市役所庁舎 1 1 階）
- 2 申込期間 令和 5 年 7 月 7 日（金）から令和 5 年 7 月 2 1 日（金）まで
（土・日・祝日を除く）午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 定 員 先着 1 0 0 名（定員になり次第締め切り）
- 4 申込方法 受講申請書（※）に必要事項を記入し、写真（※）を貼付の上、持参又は郵送で申し込みをしてください。
また、郵送での受付を希望する方は、定員の関係上、必ず電話で仮受付をした後に送付してください。
申し込み後の受講者の変更はできません。
なお、講習科目の一部免除者については、受講申請書に資格を証する書面の写しを添付してください。
※写真：縦 5 cm×横 4 cmのもので、申請前 6 か月以内に無帽子で正面から上半身を撮影したもの 1 枚
※受講申請書は、宇都宮市都市整備部建築指導課で配布するほか、市ホームページ



または



からダウンロードできます。

- 5 受講手数料 3, 0 0 0 円
受講手数料は、受講申し込みの時に現金等にてお支払いください。
その際に、領収書を発行いたします。
郵送で申し込みされる方は、返信用封筒（84円切手貼付）を同封願います。後日、市から「納入通知書」を送付しますので、令和 5 年 8 月 4 日（金）までに市の指定金融機関で納付してください。
※申し込み受付後、講習会を受講されない場合でも手数料はお返しできません。
なお、講習項目の一部が免除される場合も受講料は変わりません。
- 6 受講票の送付
受講手数料の納付確認後、別途送付します。なお、確認には納付後 1 0 日程度かかりますので、御留意ください。
令和 5 年 8 月 1 8 日（金）までに到着しない場合は
宇都宮市都市整備部 建築指導課 管理グループ
（Tel 0 2 8 - 6 3 2 - 2 5 7 3）まで御連絡ください。
なお、受講票は必ず講習会会場に持参してください。

【講習科目の一部免除】

次の資格を有する方については、「屋外広告物の施工に関する課程」の講習が免除されます。いずれかに該当することを証する書面を講習会受講申請の際に添付してください。

- ① 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- ② 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- ③ 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- ④ 職業能力開発促進法に規定する次の者
 - ア 同法第20条規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者
 - イ 同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する者
 - ウ 同法第44条第2項に規定する技能検定（帆布製品製造に係るものに限る。）に合格した者
 - エ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

【講習会を受講せずに業務主任者等になることができる方】

次の資格を有する方は、当講習会を受講することなく、宇都宮市屋外広告物条例に規定する業務主任者及び管理者になることができます。

- ① 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ② 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了した者
- ③ 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職員訓練指員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

【講習会修了証明証の交付】

全講習科目（一部免除者は「屋外広告物の施工に関する課程」を除く。）を受講した方には、講習会修了後、講習会修了証明証を交付します。

なお、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、講習科目をすべて受講したと認められませんので、御注意ください。

※マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となります。

【講習会会場案内図】



- JR宇都宮駅西口 バスターミナル38番のりば
 - 関東バス「市内循環線（きぶな）」で「市役所庁舎前」下車
 - 所要20分、片道190円、20分から30分毎運行
- 大通り方面行きバス各社路線
 - 「県庁前」バス停下車、徒歩約10分
- 東武宇都宮駅から
徒歩約10分
 （「オリオン通り入り口」バス停から関東バス「市内循環線（きぶな）」で5分
※公共交通機関を御利用ください。

■お問い合わせ先

〒320-8540

宇都宮市旭1-1-5

宇都宮市役所

都市整備部 建築指導課 管理グループ（市役所庁舎11階）

電話 028-632-2573

FAX 028-632-5421